児童手当現況届の提出は6月中です!

児童手当を受けている全ての方(中学校3年生までのお子さまがいる方)は、児童手当法の定めにより毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日現在における状況を 記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか を確認するためのものですので、対象者は必ず現 況届を提出してください。

なお、郵送による提出も可能です。

現況届の提出に必要な書類

- ①現況届 (現在受給中の方には町から送付済)
- ②受給者の保険証の写し(厚生年金加入者のみ)
- ③印鑑(シャチハタ不可)

その他、状況に応じて、別途書類の提出が必要となる場合があります。

なお、現況届を提出されないと、6月分以降の 児童手当は支給できなくなります。また、所得制 限に該当する方は、児童1人に対し月額5,000円 の支給となります。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146 · 47 · 2112

それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

市町村や総務省などが「給付金」の給付の ため、手数料の振込みを求めることは、絶対 にありません。

また、現金自動預払機(ATM)の操作を お願いすることも、絶対にありません。

個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証 番号の搾取にご注意いただき、不審な電話や 郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村 や最寄りの警察署にご相談してください。

- ●新冠町役場 ☎ 0146・47・2112
- ●静内警察署 ☎ 0146・43・0110
- ●警察相談 ☎# 9110

農業者年金現況届は必ず提出しましょう

農業者年金受給権者の皆さまは農業者年金基金から届きました「現況届」につきまして 氏名などの必要事項を記入し、6月30日まで に農業委員会へ提出してください。

現況届の提出がないときは、11 月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意願います。

●問い合わせ先

農業委員会 20146・47・2472

健康カレンダー

(お問い合わせ先:保健福祉課 ☎0146・47・2113)

J	月日	時間	事業名	場所
6月	12 日(金)	受付時間 ① 6:00~ ② 7:00~ ③ 8:00~	特定健診、若年健診 胃・肺・大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検査 エキノコックス症検査 風しん抗体価検査	保健センター
	13 日(土)	④ 9:00~ ⑤ 10:00~ ⑥ 11:00~		
	18日(木)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	23 日(火)	受付10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	・レ・コード館
		受付13:00~	1歳6ヶ月・3歳児健康診査	
7 月	20日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館

新型コロナウイルス感染症の状況により中止 及び延期する場合があります。

また、その他の事業については開催が決定しましたら、町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。

(敬称略)

●新型コロナウイルス感染予防に 役立ててと

☆ (株)シティック (マスク1,000 枚)☆北洋銀行静内はまなすクラブ (50,000 円)☆静内金融協会 (10,000 円)☆ (株)久保田組 (消毒液 40ℓ)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆五丸 久美 (もち米 10kg)
☆ボランティアグループちょぼら (カット布6袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

 ☆牧野 栄一
 (30,000円)

 ☆大谷 寿博
 (50,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆三宅 悦子 (古布1袋)☆植田商店(店頭募金) (1,678円)☆大雅くん・愛友ちゃん (古切手各500枚)

役場からのお知らせ

Niikappu Town Office Information —

保健福祉課からのお知らせ

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎ウイルスは、ブタなどの動物の体内で増殖し、その動物の血を吸った蚊が人を刺した時に感染します。そのため、蚊が多く発生する夏から秋にかけて流行します。

感染すると、高熱、頭痛、おう吐、けいれん、 意識障害などの症状がみられます。予防接種を受 けることで、体の中にウイルスへの抵抗力ができ、 日本脳炎にかからないか、かかっても軽く済みま す。流行時期の夏になる前に、ぜひ予防接種を受 けましょう。

○対象者

- ①今年度対象の方には、今年の4月に個別でご案内しています。案内のとおりに接種を行ってください。
- ②平成19年4月2日~平成29年4月1日生まれの方には、昨年度以前に個別でご案内していますのでご確認ください。
- ③平成19年4月1日以前生まれ~20歳未満の方で、接種を希望される場合は予診票をお渡しします。役場1階3番窓口までお越しいただくか、郵送でも対応しますので、保健福祉課までご連絡ください。

国民健康保険の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる世帯の方

⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※ご不明な点や詳細については、下記まで問い合わせください。
- ●問い合わせ先:保健福祉グループ ☎ 0146 · 47 · 2113

令和2年度4月採用 新しい保健師を紹介します

京谷 優(きょうや ゆう) 出身 石狩市

私は大学生の時に部活の合宿で新冠町を訪れたことがあり、 豊かな自然や広大な牧場の風景、住民の方の温かさが印象に 残っていました。そのような縁もあり新冠町で働き始めた今も、 生まれたばかりの仔馬やきれいな夕日に日々癒されながら生活 しています。

休日には町の観光施設に行ったり、ドライブなどをしながら、 新冠町のことを少しずつでも知っていけたらと思っています。

今後は健診などいろいろな場面で住民の皆さんと関わる機会が多くなると思います。住民の皆さんが安心して過ごせるよう、少しでもお手伝いができたらと思っています。まだまだ至らぬ点ばかりですが、何か困ったことがあった時や、そうでない時でも気軽に話してもらえるような、頼れる保健師になれるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。



P6 広報にいかっぷ 2020.6 c